

2010年12月9日 全4頁

消費税 95%ルール見直しで約 2,700 億円の増税

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

資本金 1 億円以上の大企業全体での増税額試算

[要約]

- 政府税制調査会では、「要望にない項目」の1つとして、消費税の仕入れ税額控除における「95%ルール」の見直しを検討している。
- 「95%ルール」とは、消費税の課税売上割合が95%以上であれば、仕入れ額の全額を課税売上のための仕入れであったとみなして仕入れ税額控除の対象にできるものである。政府税制調査会では、この「95%ルール」は中小事業者のみ適用可とすることを検討している。
- 「95%ルール」の適用ができなくなると、課税売上割合が95%以上であっても、仕入れのうち非課税売上のための仕入れ部分は仕入れ税額控除の対象ができなくなり、企業が納付すべき消費税額が増加する。
- 業種別に財務諸表データから課税売上割合や課税仕入れ額等を推計した上で、資本金1億円以上の大企業に対し「95%ルール」の適用ができないものとした場合の増税見込み額を試算した。試算では、大企業全体で、年間2,700億円程度の増税となることがわかった。

95%ルールとは

- 簡易課税制度が適用される場合を除き、事業者の消費税の納付額は「売上にかかる消費税額」から「仕入れにかかった消費税額（仕入れ税額控除額）」を引いて算出される。
- 消費税が非課税となる売上（家賃、預貯金・公社債の金利など）を得るための仕入れ（修繕費、事務用品費など）に消費税を支払っていたとしても、事業者は原則としてその仕入れにかかった消費税額を控除することができない。
- このため、仕入れ税額控除額を計算する際には、仕入れが課税売上に対応する仕入れであったのか、非課税売上に対応する仕入れであったのかを判別することとなる。
- ただし、以下の式で算出される課税売上割合が、95%以上である場合は、仕入れ額の全てを課税売上に対する仕入れであったとみなし、仕入れ税額控除の対象とすることができる。これを「95%ルール」という。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上（税抜き）}}{\text{課税売上（税抜き）} + \text{非課税売上}}$$

95%ルールにより生じる「益税」

- 「95%ルール」があると、売上のほとんど（95%以上）が課税売上である事業者にとって、仕入れについて課税売上か非課税売上かどちらに対応するものなのかを考慮せずに済み、事務負担が簡便で済む。
- その一方で、「95%ルール」は非課税売上に対応する仕入れについても消費税額控除を認める形となっており、消費税の課税ベースが侵食され、本来国庫に納めるべき消費税額が事業者に留まっている「益税」になっているとの指摘もされている。
- この問題を取り上げた先行研究に、伊藤丈嗣氏の論文¹がある。伊藤丈嗣氏の論文では最大手企業 14 社において課税売上割合、仕入れ額等を推算し、企業に生じている益税額の試算を行い（少なめに計算して）14 社で 119 億 7,600 万円と算出した。

政府税調における検討

- 2010 年 11 月 16 日、政府税制調査会は「要望にない項目」として、95%ルールの見直しを 2011 年度税制改正の検討項目に挙げた。
- 政府税制調査会（の財務省・総務省側）は 95%ルールについて、「制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を引き続き事務負担に配慮する必要がある中小事業者に限定する」ことを提案した。中小企業に対しては、事務負担を軽減する意味合いから 95%ルールを適用する意味があるにしても、大企業についてはこの制度を適用する必要性はないとの考え方である。
- 95%ルールを利用できないとなると、大企業は、課税売上割合が 95%以上であっても非課税売上に対応する仕入れ額について仕入れ税額控除を利用できなくなる。このため、消費税額の納税額が増える形となる²。

増税額の試算

- 本レポートでは、大企業について 95%ルールが適用できなくなった場合、日本の大企業全体でどの程度税額が増加するのか（現行の 95%ルール適用によりどの程度「益税」が生じているのか）試算を行った。
- 政府税調の資料では、95%ルールを存続させる「中小事業者」について「1 年間の課税売上高が 5 億円以下の事業者」とすることが検討されている。ただし、試算では課税売上高別の財務統計の分析が困難であるため、便宜上、資本金 1 億円未満の法人および個人事業主を「中小事業者」とみなし、資本金 1 億円以上の法人に対して 95%ルールが適用できなくなるものとした（これは、「中小事業者」の範囲をやや広めに、増収額をやや少なめに見積もる形となる）³。

¹ 「課税売上割合が 95%以上の場合に生ずる益税問題—消費税率の引き上げを見据えて—」（（財）日本税務研究センター『第 32 回日税研究賞入選論文集』）

² 大企業が納めるべき消費税額が増加する分だけ、消費者の価格などに転嫁される可能性もあるが、誰が実質的に負担するにせよ、国庫に入る消費税額が増加することに違いはない。

³ 2008 年度「法人企業統計」では、資本金 5,000 万円～1 億円の法人における売上高が 1 社平均 28 億 3500 万円ある。この

○ここでは、消費税額は国税としての消費税（税率4%）と地方消費税（税率1%）の両方を含む概念（税率5%）としている。

○試算の前提及び、推計方法は以下の通りである。

【試算の前提・推計方法】

- ・2008年度法人企業統計をもとに、資本金1億円以上の法人の業種別の財務諸表データをもとに増税額の推算を行う。ただし、法人企業統計でデータが得られない数値については、東証1部上場企業（2008年4月期～2009年3月期の本決算）の財務諸表データを業種別に集計したデータを用いた。
- ・金融・保険業、不動産業、サービス業のうち医療・福祉と教育・学習支援については、課税売上割合が95%未満となっている法人が多いものと考え、今回の試算の分析対象から外した。
- ・以下、法人企業統計によるデータを「」、東証1部上場企業について集計したデータを『』で表記する。
- ・推計仕入れ額は、「売上高」から「付加価値額」を差し引いて算出した。
- ・営業外収益に占める非課税売上の割合（ α ）は、以下の算式で求めた。

$$\frac{『受取利息・割引料』 + 『資産処分益』 + 『その他の営業外収益』 \times 50\%}{『営業外収益』}$$

（『その他の営業外利益』については、課税売上に入るもの・非課税売上に入るものの両方が考えられるが、データ上その判別ができないため、ここではその50%が非課税売上に入るものとした）
- ・特別利益に占める非課税売上の割合（ β ）は、以下の算式で求めた。

$$\frac{『資産処分益のうち不動産』 \times 50\% + 『資産処分益のうち有価証券』 + 『その他の特別利益』 \times 50\%}{『特別利益』}$$

（『資産処分益のうち不動産』については、土地については非課税売上、建物については課税売上に入る。ただし、データ上その割合が分からないため、ここでは50%を土地とみなし非課税売上とした。『その他の特別利益』についても、課税売上に入るもの・非課税売上に入るものの両方が考えられるが、データ上その判別ができないため、ここではその50%が非課税売上に入るものとした）
- ・推計課税売上高は、「営業外収益」 \times 上記 α + 「特別利益」 \times 上記 β で求めた。
- ・推計課税売上割合は、 $\frac{「売上高」}{「売上高」 + 推計非課税売上高}$ で求めた。
- ・推計消費税額は、（「売上高」 - 推計仕入れ額） \times 税率5%で求めた。
- ・推計益税額は、課税売上割合が95%となった業種について、
「推計仕入れ額」 \times （1 - 推計課税売上割合⁴） \times 税率5%で求めた。

ため、政府税調の検討している「課税売上高5億円以上」を基準とすると、資本金5,000万円以上1億円未満の企業の多くも95%ルール見直しの対象となるものと考えられる。

⁴ 95%ルールを適用できない場合、現行法令上、課税売上高に対応する仕入れと非課税売上高に対応する仕入れを「個別対応方式」または「一括比例配分方式」で按分する。このうち「一括比例配分方式」を採用した場合、仕入れ額に(1-課税売上割合)を乗じた金額を非課税売上に対応する仕入れ額とする。

○試算結果は、以下の図表 1 に示される。

図表 1 95%ルールにより各業種に生じている推計益税額（単位：百万円）

	売上高	推計非課税 売上高	推計課税 売上割合	推計仕入れ額	推計消費税額	推計益税額
製造業	316,139,845	2,457,967	99.23%	272,834,490	2,165,268	105,245
農林水産業	547,156	6,436	98.84%	478,080	3,454	278
鉱業（注1）	2,490,793	165,955	93.75%	1,397,772	54,651	
建設業	45,045,218	237,862	99.47%	38,200,376	342,242	10,033
電気業	18,790,527	94,488	99.50%	15,545,356	162,259	3,889
ガス・熱供給・水道業	4,211,545	31,919	99.25%	3,566,423	32,256	1,341
情報・通信業	40,746,787	1,270,434	96.98%	30,191,220	527,778	45,643
運輸業	37,272,361	517,284	98.63%	26,287,746	549,231	17,992
卸売業	214,546,267	856,404	99.60%	205,046,353	474,996	40,761
小売業	62,700,117	358,273	99.43%	52,316,709	519,170	14,862
飲食店	5,311,223	33,727	99.37%	3,054,933	112,815	964
宿泊業	2,692,331	18,976	99.30%	1,760,960	46,569	616
サービス業（注2）	53,659,355	755,755	98.61%	40,030,693	681,433	27,799
総計（注3）	804,153,525	6,805,481	99.16%	690,711,111	5,672,121	269,424

（注1）鉱業については、課税売上割合が95%未満と推計され、現行でも「95%ルール」を使っていないものと考えられる。

（注2）うち、医療・福祉、教育・学習支援を除く。

（注3）金融・保険業、および不動産業を除外している。

（出所）大和総研制度調査課試算

- 試算では、95%ルールの適用により、資本金1億円以上の大企業全体で2,694億円の益税が生じていると算出された。すなわち、95%ルールが利用できなくなると、2,694億円の増税になるといえる。
- 鉱業については推計課税売上割合が93.75%となり、現状でも95%ルールを利用していない企業が多いものと考えられる。それ以外の業種については、推計課税売上割合が96.98%~99.60%の範囲に収まり、95%ルールの適用により益税が生じているものと考えられる。
- 2,694億円は法人税率換算で1%前後の税収に当たる。政府税調を中心に、現在、法人税率引下げのための代替財源が模索されているが、「95%ルールの見直し」によって増収となる消費税収も検討対象になることが考えられる。